

令和3年度 事業計画

当協会は、協会事業の中核である巡回指導事業を中心に業界の自主管理体制の推進強化を図り、消費者の食に対する不安解消のため、食品衛生推進員制度と食品衛生指導員制度の整合性を図りながら、食の安全・安心のための諸施策を推進する行政に対する協力を重点として、ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の食中毒対策を踏まえた『食中毒ゼロ』目標を柱とした事業計画を策定し、協会の総力を挙げて推進するものと致します。

I 巡回指導事業の推進による自主管理体制の確立

当協会において、食品の安全確保に向けた自主管理体制の確立は重要であり、食品衛生推進員並びに食品衛生指導員による巡回指導の重要性は益々増大している。

当協会としては、本年度も、行政のご指導を頂きながらノロウイルス食中毒をはじめとする各種食中毒対策を含めた食品の安全確保対策を推進し、食品衛生推進員並びに食品衛生指導員また食品衛生責任者との有機的な連携により『食中毒ゼロ』の目標を達成すべく、次の諸事業を推進する。

また、平成30年6月に食品衛生法が改正され、すべての食品等事業者を対象としたHACCPによる衛生管理が制度化され、令和2年6月1日より施行される。1年間の経過措置を経て令和3年6月より完全義務化されるが、当協会としては、会員等の食品等事業者に対してのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施についての助言また普及啓発に積極的に努めることとする。

1) 県委託事業の推進

(1) 監視指導業務の補完事業の推進

徳島県の監視指導計画に基づき、食中毒等の事故発生リスクの比較的低い施設について、食品衛生推進員による巡回指導により食品衛生監視業務を補完する。また、施設の無許可営業、施設基準の不適合等を防止するため、更新前の施設確認を食品衛生推進員により実施し、円滑な許可事務を推進する。

事業継続のための営業許可に関する通知事務及び調査事業を実施する。

(2) 業界自主管理促進事業

消費者の安全で安心な食品等の選択に資することを目的とし、食品製造・加工段階から供給過程における各食品等事業者の取組み状況を自主的に公開する運動を起し、業界に自主管理意欲の高揚を図り自主管理を促進させる。また、厚生労働省が示したカリキュラムに基づき食品衛生責任者養成講習会の開催、また再教育講習会等を開催し、併せて食品関係従事者にも研修の機会を提供することにより自主管理を効果的に推進させる。

(3) 地域消費者リスクコミュニケーション促進事業

地域の食品衛生推進員による消費者懇談会等の実施により、地域における消費者に食に関する情報を提供し、消費者ニーズや不安を集約し、行政施策への反映・業界の取組みの改善等を促進する。また、消費者自らが食に関する情報に接し、積極的に食の安全・安心について意見を述べる機会を提供するため、消費者向けの講習会を開催する。

(4) HACCP普及啓発事業

① HACCP相談窓口設置事業

食品衛生法改正による食品等事業者へのHACCP義務化に伴い、各支部にHACCPによる衛生管理に関する相談窓口を設置し、食品等事業者からの相談受付事務を行う。また、相談内容により、必要に応じて関係機関等の紹介を行う。

② HACCPアドバイザー育成事業

会員のうちから、HACCPの考え方に基づく衛生管理についての助言を行う「HACCPアドバイザー」を育成する。

③ HACCPの普及・助言事業

食品等事業者に対して、食品衛生法の改正内容の周知とともに、手引き書等を活用してHACCPの普及および助言を行う。

(4) 食品衛生推進員制度及び食品衛生指導員制度の整合性について

本県における食品衛生推進員制度については、昭和36年に発足した食品衛生指導員の活動実績の評価から、指導員の中から協会長の推薦により食品衛生推進員が知事から委嘱されている。このため推進員は指導員の2つの身分を持ち、県委託事業については推進員としての身分で実施することとなり、各種共済事業及び手数料を徴収する検便のような収益性のある事業については指導員としての身分で実施する必要がある。2種類の身分についての使い分けについて十分に理解して整合性のある各種事業の実施が求められる。

2) 食品衛生指導員活動特別補助金事業の推進

平成 22 年度から当該事業は食品衛生指導員活動特別補助金事業として本部（(公社)日本食品衛生協会）が実施しており、本年度も引き続きこの事業を実施する。

(1) 食品衛生指導員養成等研修事業

昨年度同様、食品衛生指導員に対する研修事業を重点に実施する。

(2) 食品衛生指導相談事業

食品衛生指導員（F S I）活動

① 巡回指導における重点指導目標

本部（日食協）衛生管理推進委員会が指定する本年度重点事業

◇H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理の実施

(巡回指導の基本方針)

◇巡回指導は笑顔と挨拶から—大きな声で—

「最初の出会い、緊張はお互いさま、笑顔とこんにちはの挨拶から」

◇少しの改善がお店や事業の発展に

「指導の目線は、現場にある少しの改善から始めよう」

◇衛生的な手洗いの徹底

◇巡回指導は模範となる身支度で

県委託事業の巡回指導と合わせて行い、営業者の衛生水準の向上並びに自主管理の推進を図る。

② 食品衛生の日

食品衛生月間（8月の1ヶ月間）

この食品衛生月間中に食品衛生に関する普及啓発を図るため、消費者、営業者を対象に衛生に関する相談事業及び懇談会を開催する。

③ 新規営業施設現地調査

新規営業許可申請書に対する施設管理の事前指導（施設基準及び食品の取扱い方法の説明等）を実施する。

3) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業の推進

平成 25 年度からの本部（(公社)日本食品衛生協会）事業であり、ノロウイルスによる食中毒を未然に防止し、消費者の食への不安を解消することを目的として、全国の食品衛生協会と連携し、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、ノロウイルスに関する的確な情報を提供し、消費者と事業者が相互に情報を共有する事業を強力的に推進する。

「ノロウイルス食中毒予防強化期間」

11月から1月までの3ヶ月間

この期間中にノロウイルス食中毒の予防啓発を図るため、消費者・事業者のための講習会（懇談会・手洗い教室等）を開催する。

また、県委託事業の巡回指導と合わせて、ノロウイルス食中毒予防啓発用ポスター・チラシ等の配布に努める。

4) 「食の安心・安全・五つ星」事業の推進

本部（(公社)日本食品衛生協会）が食品衛生指導員活動の活性化および食品衛生協会の組織強化を図ることを目的として全国展開を目指し推進するこの「五つ星」事業に参画する各支部の取組みを支援する。

5) 食中毒ゼロ運動事業の推進

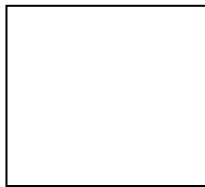
当協会は、従来から協会活動の最終目標である食中毒ゼロを目標に『食中毒ゼロ運動』を推進してきたところであるが、この『食中毒ゼロ運動』の成果を確実にするため「食中毒ゼロ運動事業表彰規程」に基づき、食中毒ゼロを連続して5年間または10年間達成した協会を表彰して推進の一助とする。

6) 食品営業賠償共済等共済事業の推進

消費者保護を目的とし、また同時に会員の経営の安定を図り、ひいては食品衛生協会の運営基盤の強化につながる各種共済事業を積極的に推進する。

(1) 食品営業賠償共済については、加入件数6,000件を目標として推進する。

また、ノロウイルス食中毒が全国的に多発する中、ノロウイルス食中毒による各種費用にも対応する「総合食品賠償共済」（愛称：**あんしんフード君・スーパーあんしんフード君**）{食品等事業者の賠償責任に係るリスクを網羅したオールインワン補償の共済}への積極的な加入推進を図る。



食品営業賠償共済加入者に対して本部（日食協）作成の「食の安心宣言」ステッカー

(2) 「あんしんフード君（スーパーあんしんフード君）」への加入推進

本部（(公社)日本食品衛生協会）が重点事業として推進する「あんしんフード君」への加入を当協会においても共済事業の中核として推進することとし、昨年度同様「加入目標件数」を設定し、食品営業賠償共済からの切り替えを含めたあんしんフード君への加入推進を積極的に図ることとする。

- (3) 火災共済については、会員の火災被害から営業を守るため、一層の加入率の向上に努める。また、火災共済目標口数は、本部（日本食品衛生共済協同組合）の目標口数と同数とし、加入推進を図る。
- (4) 生命共済については、ジブラルタ生命の推進する活動に協力して会員の福利の増進に努める。

II 食品衛生指導員の研修事業の推進

1) 食品衛生指導員養成講習会の開催

前年度に引き続き、新たな活動家を求め、次の予定で食品衛生指導員養成講習会を開催し、指導員の質的強化を図る。

開催予定 令和3年9月上旬

2) 手洗いマイスター認定講習会の開催

昨年度に引き続き、食品衛生指導員の中から、地域における手洗い指導の中核として活動できる手洗いマイスターを養成するため、次により認定講習会を開催する。

開催予定 令和3年10月

(養成予定者人数)

協会名	徳島	鳴門	小松島	阿南	海部郡	鴨島	穴吹	池田	計
養成者数	5	2	2	2	2	2	2	3	20

3) HACCPアドバイザー育成研修会の開催（県委託事業）

食品衛生指導員・協会事務局を対象に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理についての助言を行う「HACCPアドバイザー」を育成する研修会を開催する。

第1回研修会 (合同研修)

第2回・第3回・第4回研修会 (3地区に分けての研修)

4) 食品衛生指導員の資質向上対策事業の推進

例年どおり巡回指導に必要な知識技術の向上のための講習会を、徳島県との共催で食品衛生推進員の研修と併せて実施する。

(1) 県本部における講習会の開催

開催予定 令和3年6月

(2) 支部における講習会の開催

県協会講習会開催後、各支部において伝達講習会を開催する。

(3) 第56回徳島県食品衛生大会の開催

徳島県食品衛生大会は、徳島県との共催で、食品衛生表彰式並びに食品衛生

指導員大会を合同で次により開催し、食品衛生指導員の資質向上、また協会間の連携強化を図る。

また、消費者参加による大会を開催し、食の安全・安心に関する理解を求める。

なお、本年度の当番支部は、徳島食品衛生協会にお願いをする。

開催予定 令和3年11月
場 所 「阿波観光ホテル」
徳島市一番町 3-16-3 (TEL088-622-5161)
参加費 1人 1,000円

(参加者割当表)

協会名	徳島	鳴門	小松島	阿南	海部郡	鴨島	穴吹	池田	来賓等	計
参加者数	60	25	20	25	20	25	20	20	15	230

※令和3年度食品衛生指導員体験発表

☆ 鴨 島 食 品 衛 生 協 会

☆ 穴 吹 食 品 衛 生 協 会

以上2協会

5) 食品衛生指導員全国研修会について

「食協活動の中核である食品衛生指導員活動の活性化を図り、次世代のリーダーとなる食品衛生指導員の育成を図ること」を目的として、本部である日本食品衛生協会が平成23年度から開催する事業であるが、この指導員全国研修会を本年度も実施する。なお、この研修会への出席者については、上記指導員体験発表を行う協会以外の協会の中から県協会ですら決めた順序により決定する。

III 会員の資質向上対策事業の推進

食品衛生の向上を図り食品の安全性を確保するためには、営業者の資質向上が極めて重要であるので、食品衛生責任者を対象とした食品衛生責任者養成講習会並びに食品衛生責任者再教育講習会を徳島県との委託事業として計画的に開催する。

特に、平成8年度から実施している徳島県の委託契約に基づいたカリキュラム(養成講習会…6時間・再教育講習会…3時間)による講習会を推進する。

また、責任者養成講習会においては、協会役員による協会事業活動紹介(特に食品衛生指導員による巡回指導制度の説明とこの巡回指導活動に協力する旨の説明を行い、併せて協会事業の必要性を説明する。)を行い、食品の安全確保には、食品衛生責任者と食品衛生指導員が車の両輪のようにともに協力して行くことが重要であることに理解を求める。

また、食品衛生に関する最新の知識を習得することが責任者再教育講習会であるので、全員の参加を求めて開催する努力をする。

IV 食品衛生思想の普及活動事業の推進

食品衛生の向上には、食品衛生に関する情報を提供することによる消費者の理解と協力が極めて重要であるので、次の事業を推進し、普及に努める。

1) 消費者懇談会・手洗い教室・一日食品衛生相談窓口事業の開催

例年どおり、消費者を対象とした懇談会・食品衛生相談窓口を開催し、食品の安全性に関する情報を消費者に提供し、食品に対する不安の払拭に努める。また、消費者を対象とした手洗い教室を開催し、食中毒予防の基本である手洗いの指導啓発を行うことによりノロウイルス等の食中毒予防啓発に努める。また、このような消費者参加による協会事業を実施することにより、広く食協事業活動の理解を求めて行く。

このため、本年度次の事業を行う。

	(補助単価)
① 消費者との懇談会	20,000 円
② 消費者懇談会並びに手洗い教室 (講師謝金 [1 時間 5,000 円×2 時間] を含む。)	30,000 円
③ 手洗い教室 (講師謝金 [1 時間 5,000 円×1 時間] を含む。)	15,000 円
④ 一日食品衛生相談窓口 (食品衛生街頭啓発含む)	10,000 円

*ただし、各協会に対しての補助金は5万円を限度とする。

2) 食中毒予防運動事業

- ① 会員の定期検便事業
- ② 広報車による広報活動事業
- ③ その他の広報媒体による広報活動事業

V 協会職員の研修事業の推進

協会事業の効果的な推進に事務局の果たす役割は極めて大きいので、本年度も協会職員の資質向上のため例年どおり研修会を実施する。

VI 協会運営等の検討会の開催

協会の今後のあり方、徳島県との連携等についての検討会を開催する。